

早稲田大学大学院法学研究科

2023年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 **ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入
—日米欧及びユーラシア経済連合並びにロシアの制度との比較を中心に—**

申請者氏名 **Kuchikorov Mirshod**

主査 早稲田大学教授

高林 龍

副査 早稲田大学教授

上野達弘

早稲田大学教授・法学博士（ジューゲン大学）

ラーデマッハ クリストフ

早稲田大学教授・博士（法学）（早稲田大学）

種村佑介

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生 Kuchikorov Mirshod 氏は、早稲田大学大学院学則第7条1項に基づき、2022年10月27日、その論文「ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入—日米欧及びユーラシア経済連合並びにロシアの制度との比較を中心に—」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）

（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2023年1月25日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の目的と構成

（1）本論文の目的

本論文は、第一に、ウズベキスタンにおけるあるべき商標権に係る真正商品の並行輸入に関わる制度を構築することを目的とする。そのためにはまず、ウズベキスタンを取り巻く環境を知るという意味から、関連する国際的枠組みを概観した上で、日本及び米国の並行輸入に関する制度及び裁判例を分析し、検討する。そしてその比較法的検討を通じて、これから商標真正商品の並行輸入の問題に直面していくことが必然であるウズベキスタンにとって、国単位での最適な並行輸入制度の在り方を探ることを予定している。そして第二には、第一での検討を踏まえたうえで、ウズベキスタンが将来、地域経済共同体に属することになった場合に検討すべき商標真正商品の並行輸入に対する基本的な視座について予めの検討を加える。ウズベキスタンが現在オブザーバー国となっているユーラシア経済連合内においては、未だ並行輸入可否の議論は終息しておらず、ウズベキスタンが参加するその他の地域経済統合に係る取り組みの中でも同様な課題が浮上する可能性が高い。世界的な並行輸入に関する法律の調和を訴える声が高まってきている現状においては、同制度について、地域経済共同体として蓄積された豊富な事例を有する欧州連合（EU）の制度を考察しつつ、一つの地域経済共同体にとって最適と思われる制度の在り方を考察する。そして、第一と第二の検討を経た後に、ウズベキスタンといった国単位での商標真正商品の並行輸入の制度であると同時に将来的な経済連合体としての並行輸入制度の在り方をも併せて模索することを企図している。

（2）本論文の構成

本論文は、「はじめに」と「おわりに」のほかに、以下の8つの章から構成される。

第一章 並行輸入とは何か

第二章 商標権に係る真正商品の並行輸入に関する国際的枠組み

第三章 日本における商標権に係る真正商品の並行輸入

第四章 米国における商標権に係る真正商品の並行輸入

第五章 欧州連合における商標権に係る真正商品並行輸入及び物品の自由な移動原則

第六章 ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入の問題

第七章 ユーラシア経済連合における商標権に係る真正商品の並行輸入の問題

第八章 ウズベキスタンにおける並行輸入制度のあるべき姿についての検討

2 本論文の内容

(1)「はじめに」では、前記の本論文の目的を踏まえた上で、商標真正商品の並行輸入に関する問題の所在を以下のとおり明らかにしている。

並行輸入や国際消尽を巡る事件は以前から存在していたものの、20世紀後半から始まった国際的な貿易の更なる拡大、それに伴って誕生した企業提携のさまざまな新しい類型によって、1960年代を皮切りに急速に増加した。国ごとの価格差を利用した業者が、低価格の国で購入した商品を高価格の国へ輸入販売するようになり、並行輸入を業務とする者が登場したことが、並行輸入事案増加の背景にある。

並行輸入を阻止するための手段としては知的財産権があるものの、知的財産権を利用して並行輸入を阻止できるか否かは、当該輸入国において権利の消尽がどの範囲で認められているかに左右される場合が多い。

ここで、「消尽論」の一般的な定義について説明した上で、特許製品や商標商品等が国境を越えて流通に置かれた場合についても消尽が認められるか否かが本稿の主題である国際消尽の問題であり、並行輸入の可否の議論対象となることを示している。したがって並行輸入は、国内消尽しか認めない国においては権利侵害となるし、逆に、国際消尽を認めている国においては知的財産権によって基本的に並行輸入を阻止できないことになる。また、欧州連合（EU）のような統一経済圏においては、域内からの並行輸入には消尽論が採用され、域外からの並行輸入には採用されないというケースもある。

ウズベキスタンにおいては、近年、為替規制の緩和といった経済分野における改革の影響もあって、対外貿易額が急速に増加しており、特に輸入量の増加が目立つ。増加した輸入品の中で、並行輸入される商品の数が増加し始めた。

そのような中、2016年に商標法及び民法典の商標権に係る規定の中に「商標に係る排他権の消尽」に関する条文を新たに追加した改正案が公表された。改正案の中では、消尽の効果が認められるのは、「ウズベキスタン共和国の領土内において」流通に置かれた商品に係る商標権である旨記述されていた。しかし、2017年に商標法及び民法典が実際に改正された時に新設された条文「商標に係る排他権の消尽」の中から、「ウズベキスタン共和国の領土内において」の部分が抜けていた。本論文では、その意図として、消尽論の地理的範囲を法律の条文によって明記しないで、解釈の余地を残したのではないかと指摘している。

近時、ウズベキスタンでは、商標権に係る真正商品の並行輸入訴訟事件が起き、その第一審や2018年の第二審はともに商標権侵害を肯定した判決を下したが、第六章で述べる2019年の上告審の最高裁判所は、法律においては国内消尽論に限定する規定は定められていないとしたうえで、「本件商品は真正商品であり、外国で適法に流通に置かれたものであり、商標権は既に消尽している。」として商標権侵害を否定する注目すべき判断をした。

ウズベキスタンは2020年にユーラシア経済連合のオブザーバー国になり、将来的に正式な加盟国となる見込みである。そして、WTOへの加盟手続きも最終段階に入っている。二重内陸国という地理的な特徴を持っていることから、特に近年、地域経済統合に対して積極的である。このような状況にあるウズベキスタンは、今後、並行輸入の可否を巡る議論はまだまだ続き、重要性を増していくことが明らかであるとしている。

(2) 第一章「並行輸入とは何か」では、並行輸入についてその定義及び代表的な類型について示している。

国内に商標権等を有する販売代理店等が存在し、国外にいる権利者によって流通に置かれた商品が並行輸入業者によって購入され、正規ルートと異なるいわゆる並行的なルートで当該商品を輸入販売する行為を並行輸入として考えられる典型的なケースとして挙げている。また、それ以外にも、並行輸入のパターンは多岐に渡っており、複雑な取引構造を持つ場合もある点を指摘し、かつ米国では並行輸入される商品に着目して「Gray market」との用語が用いられることがあるが、模倣品でない商標真正商品であることから相応しい用語とはいえないことも指摘し、以後本稿では、国を問わず「並行輸入」との用語で統一して検討を加えるとしている。

(3) 第二章「商標権に係る真正商品の並行輸入に関する国際的枠組み」では、並行輸入にまつわる属地主義及び特許（商標）独立原則を中心に、国際的枠組みとしてのパリ条約及びTRIPS協定について述べている。

まず、属地主義の原則について説明し、パリ条約において定められている特許（商標）独立原則と合わせて、従前は並行輸入を否定し、権利侵害を肯定する根拠として援用される場合があったことを示している。

しかし、属地主義の原則の内容及びその根拠については知的財産法分野の固有の原則といえるかなどにおいて学説でも対立があり、むしろ並行輸入の可否に関して検討すべき原則として、パリ条約の特許（商標）独立原則について取り上げている。そして、同原則は一国で取得された特許権又は商標権は、他の同盟国において取得された特許権又は商標権の運命に左右されないとする原則であり、パリ条約が制定された当時、外国の特許権者の権利が本国で終了すると、それに合わせて国内の特許権も終了させるという措置を取っていた国が存在したという背景から導入された原則であって、並行輸入の事件において、国際消尽を否定する根拠として使用される原則ではないと述べている。

またTRIPS協定については、国際的な枠組みの中で並行輸入に直接関連する唯一の規定としてTRIPS協定6条「消尽」を取り上げ、消尽に関するルールは各加盟国の判断に委ねられ、結局は「合意しないことに合意した」協定となっているが、第3条の「最恵国待遇」と第4条の「内国民待遇」の二原則に反するものであってはならないとしている点に着目している。

(4) 第三章「日本における商標権に係る真正商品の並行輸入」では、まず、日本における商標真正商品の並行輸入の背景について述べ、知的財産権と並行輸入に係る学説について概観している。

1970年2月27日のパーカー事件大阪地裁判決（無体集2巻1号71頁）以前には、属地主義あるいは権利独立の原則から、商標権に係る真正商品であっても並行輸入は判例においても許容されていなかったが、同判決は国際消尽論は容易に賛同することはできないとしながらも、わが国独特の論理というべき「商標機能論」を初めて採用して商標真正商品の並行輸入を許容した。本稿ではパーカー事件大阪地裁判決の事案及び展開する論理を詳しく分析して、商標機能論と国際消尽論との関係についても考察を加えている。

そして、パーカー事件大阪地裁判決の影響を受けて出された1972年の大蔵省関税局の新通達「蔵関第1443号」において、①真正商品性、②内外権利者間の同一性、③内外商品の品質の同一性、という三つの並行輸入を認めるための要件が示された点にも言及している。この②の要件はパーカー事件大阪地裁判決では言及されていなかったことから、同時期に採用された米国関税局規則133の21(c)からの影響を指摘している学説を紹介し、さらには公正取引委員会による運用状況をも詳しく紹介している。

パーカー事件大阪地裁判決以降の下級審裁判例については、並行輸入の抗弁が認められなかった事例（商標権侵害）として5件、並行輸入の抗弁が認められた事例（商標権侵害を否定）として3件を詳しく検討・考察し、上記の①②③の要件に関する裁判所の判断内容を表にまとめて、対比している。また、1996年の商標法改正44条1項19号が新設されたことに伴い、外国の著名商標と同じ商標が外国商標権者と無関係な者によりわが国で登録される例は出現し難くなったため、内外商標権者間の同一性が認められないケースが登場するのは現状では非常に稀となっていることを指摘している。

2003年2月27日のフレッドペリー最高裁判決（民集57巻2号125頁）は、商標権に係る真正商品の並行輸入事件において、最高裁判所が上記①②③の要件を示した初の事例としても重要なものである。加えて、ライセンス契約に違反して製造された商品が並行輸入された事例において判断を下した点においても意義があると述べ、同事件の事実関係及び判決内容についてまとめている。

学説の多数は、パーカー事件大阪地裁判決以来の下級審裁判例や税関の通達等と同様の枠組みで、上記①②③の要件の下に並行輸入は認められるとし、多数説は商標真正商品の並行輸入事件における商標機能論の採用自体は支持しているものの、その具体的内容の理解については対立する意見もあると述べ、各要件に関する学説の状況をまとめている。特に、ライセンス契約における製造国制限条項や下請制限条項に違反して製造された製品について、現実の品質の差異の有無ではなく品質管理権限が及ばなかったことをもって③の要件を非充足であるとした点には批判が多いことも指摘している。

最後に、フレッドペリー事件最高裁判決以降の6件の下級審判決の事実関係及び判決内

容について詳しく整理している。それらの判決においては、フレッドペリー事件最高裁判決が判示した製造国制限条項や下請制限条項に違反して製造された商品について、並行輸入の許否の判断が統一されているとはいえないことを指摘し、これは、そもそも品質保証機能や宣伝広告機能といった機能は出所表示機能から独立した別個の商標の機能と考えられるかどうかについて統一した意見がないところから生じているのではないかと問題点を指摘している。

(5) 第四章「米国における商標権に係る真正商品の並行輸入」では、まずは米国における商標保護理論が私的利益保護理論から、商標保護の二重目的論さらには普遍性理論へと進展してきた歴史を踏まえつつ、商標権に係る真正商品の並行輸入に関する裁判例を、当初の事例から順に、時系列的に分析・整理しつつ、各時代に有力となっていた前記の商標保護理論の進展とともに考察し、そして同時に、判例とともに変化してきた税関実務及び商標法の内容についても考察・検討を行っている。

米国においては、関税法 526 条によって、米国国民あるいは米国で設立された法人等によって所有される商標が付された商品等の輸入は、権利者の書面での同意がない限り違法とされていたが、1972 年に改正された関税局規則 133.21(c)によって、関税法 526 条に対する例外規定が置かれ、133.21(c)の 1 号から 3 号まで挙げられた場面においては並行輸入が許容されるようになった。

その後、1988 年の K Mart 事件 (K Mart Corp. v. Cartier Inc., 486 U.S. 281) において、連邦最高裁判所は、関税局規則 133.21(c)の 1 号と 2 号の例外規定 (“Common Control Exception1” “Common Control Exception2” 共通支配の原則 1、共通支配の原則 2) は関税法 526 条の正当な解釈であると認定し (つまり、内外の権利者が同一人、或いは何らかの経済的・支配的關係がある場合に並行輸入は認められるとする。)、3 号の「ライセンスの例外」 (“Authorized Use Exception”つまり、米国の商標権者の承諾のもとで登録商標を付された外国商品の輸入の場合) についてはその正当性を認めなかった。

さらに、その直後の 1989 年に、Lever Brothers 事件 (Lever Bros. Co. v. U.S., 877 F 2d 101) において、D.C.巡回区控訴裁判所は、並行輸入品が国内商標権者の商品と「物理的及び実質的に異なる」場合は、関税局規則 133.21(c)(1)及び(2)の「共通の支配の原則 1、2」の例外規定は適用されず、ランナム法 42 条によって並行輸入は除外されるべきとした。以来、この「Lever Rule」が適用されるようになる。

関税局の実務を Lever Brothers 事件判決に適合させるように 1999 年に関税局規則が改正された。当該規則によれば、新しい Lever-Rule 保護を受けるためには、商標権者は税関に、輸入品には物理的及び実質的な差異があることを届け出なければならないこととなった。この 1999 年の関税局規則改正の重要な点は、米国並行輸入制度の特徴とも言える「ラベリング制度」 (Labeling) が導入されたことである。すなわち、この制度によれば、たとえ輸入品に「物理的及び実質的な差異」が認められたとしても、そのような差異が存在する

ことを知らせる適切なラベルが輸入品に添付されているならば輸入が許可されることになった。

しかし、上記のようなラベルが貼付されていることで税関の検査は通ったとしても、輸入後に商標権者によるランダム法に基づいた商標権侵害の訴訟提起を免れることはできない。実際に、上記のようなラベルが貼付されていた事件でも、混同の恐れが認定され、商標権侵害が肯定された事案は多い。したがって、最終的にはラベルの有無ではなく、裁判における市場における混同の恐れの有無の判断によって、輸入品の販売の許否が決められることになることを指摘している。

(6) 第五章「欧州連合における商標権に係る真正商品並行輸入及び物品の自由な移動原則」は、欧州連合 (EU) における、商標権に係る真正商品の並行輸入に関する法制度が、物品の自由移動の原則との関連で、EU 基本法 (条約) 及び EU 二次法 (商標規則、商標指令) において、どのように作られ、変更されてきたのかについて述べ、欧州司法裁判所 (CJEU) に持ち込まれた事案について、商標権に係る真正商品の並行輸入に関する判決の内容を、各事件の背景及び事実関係も含め、考察している。

EU は、日本や米国などの他の先進国と異なる特殊な構造を持つため、消尽や並行輸入の議論も、当初から物品の自由な移動を確保し、統合した域内市場を作るという観点から発展してきた。それ故、当初から CJEU 判決によって、域内消尽論の原則が展開され、商標権者による並行輸入行為の禁止は認められず、それが商標指令及び商標規則の規定にも具体的に反映されるに至っている。しかし、商標指令の作成段階などを見ると、国際消尽の導入を主張する意見も少なくない。そして CJEU も 1998 年の *Silhouette* 事件判決において、加盟国は EEA 協定 (欧州経済領域) のような国際協定を結ぶことによって、7 条に定められた消尽の規定の効力を非加盟国の流通に置かれた商品にまで及ぼすことができるとした (しかし、そのような協定は、WTO 条約 4 条に定められている最恵国待遇に反する可能性があるとの指摘があることも付記している)。さらに同判決後の商標権者の同意が問題になった事例や、消尽を除外できる正当な理由について判断した近時に至るまでの CJEU の判決を紹介し、分析している。

(7) 第六章「ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入の問題」では、ウズベキスタンにおける並行輸入を巡る概況について紹介している。その背景として、ウズベキスタンの知的財産法制度の形成過程を概観しつつ、知的財産権の保護及び直近の民法典改正の内容について説明した上で、商標権の消尽規定の内容及び関連する裁判事例の整理・分析を行っている。

2016 年に、関税法典が改正され、知的財産権登録簿の制度が導入されたが、並行輸入に関する実定法上の根拠規定はなく、並行輸入品を模倣品と同一視できるのかといった点は、税関にとっても悩ましい問題の一つであった。2017 年に、商標法等の関連法律が改正され、

商標権の消尽に関する規定が定められたが、新しい規定においても、商標権の消尽の地理的範囲が明記されておらず、状況は不明のままであった。

2019年に、最高裁判所は、Bella Group社等を被告とする一連の事件において、商標権の消尽について規定する民法典1107(1)条及び商標法26条4項を引用しつつ、法律においては、商品はウズベキスタン共和国領土において適法に流通に置かれたものでなければならぬとする指定はなく、従って、ウズベキスタンの民法典及び法律によって排他権の消尽原則を国内に限る旨は定められていない、と述べた上で、商標商品の並行輸入の商標権侵害性を否定し、並行輸入を肯定する注目すべき判決をした。

(8) 第七章「ユーラシア経済連合における商標権に係る真正商品の並行輸入の問題」は、ウズベキスタンがオブザーバー国となっているユーラシア経済連合における関連する制度を概観し、同経済連合の主要加盟国であるロシアにおける商標権に係る真正商品の並行輸入に関する法制度及び裁判例についても考察している。

ユーラシア経済連合は、経済同盟としてはまだ完全には成立しておらず、EUをモデルに、法制度の調和等の取組みが行われている。CJEUのような、ユーラシア連合裁判所はあるが、CJEUの予備的判決のような制度は存在しておらず、特定の事項について解釈が求められた際に出される、勧告的な性質を有するアドバイザリー・オピニオンという制度があるのみである。知的財産権に関する法律についても、調和が試みられている段階であると指摘する。

一方で、同連合の主要加盟国であるロシアにおいては、民法典1487条「商標に係る排他権の消尽」では、「商標権者により直接またはその同意を得て、ロシア領域内において流通に置かれた商品について、他人による当該商標の使用は、商標に係る排他権の侵害とはされないものとする。」と定められており、以前から、並行輸入は認められていなかったが、近年、商事裁判所や憲法裁判所の各判決によって、部分的に、条件付で認められるようになってきたと述べている。

(9) 第八章「ウズベキスタンにおける並行輸入制度のあるべき姿についての検討」では、それまで、考察してきた各国あるいは各地域の発展経緯と現状といったそれらの内容を踏まえながら、ウズベキスタンの現状に鑑み、現在あるいは将来的に、最も導入するに相応しいと考えられる並行輸入制度のあり方について検討を行ったものである。

ウズベキスタンにおいても並行輸入は許容されるべきであるとの立場を採用し、その主な理由としては、並行輸入によって価格競争が促され、健全な市場の構築に貢献すると考えられるからであると述べている。

ウズベキスタンの属する経済圏や条約に鑑みると、並行輸入を許容することの可否については、国際条約等に義務規定はなく、各国が独自の規定を作り運用されている。実際、ウズベキスタンが現在締結しているFTA等においても、並行輸入を禁止するような条項は存

在しない。この点からすると、国際消尽の原則のような並行輸入の可否に関する明文規定を法律で定める必要はなく、法解釈によって対応可能であることになる。問題点が残るとすれば、経済的な影響である。裁判実務が統一されていない状態で不透明性が残ると、予見可能性が低下し、その結果として直接投資の減少等にも繋がる。これを回避するためには、並行輸入を許容する場合の判断基準となる適切な法理論が求められることを指摘している。

そして、今後ウズベキスタンにおいて並行輸入に関する適切な制度を構築していく上では、日本の制度からもっとも有益な示唆が得られると指摘し、その理由としては以下のように述べている。

一つ目は裁判事例と税関実務が一致しており、さらに、公正取引委員会によって事前に並行輸入を妨げるような行為が取り締まられている。米国の場合であれば、適切なラベルを貼付することによって税関を通過した商品でも、その後、裁判所において混同のおそれがあると認められると商標権侵害が肯定される可能性が残るため、結果の予測可能性を高める意味でも日本のような制度が望ましいと述べる。

二つ目は内外商品間の品質の同一性については、日本では実質的な差異まで細かく考慮することは行わず、権利者の品質管理が及んでいるかどうかによって判断されている。米国の場合であれば、品質に僅かな差異が存在する場合でも、ラベル表記の有無等とも関係し、また混同の可能性等によって商標権侵害が肯定される事例が多々あるため、この点でも結果の予想可能性を高める意味で、日本のような制度が望ましいと述べている。

また比較対象地域として選んだ EU においては、いわゆる域内消尽の原則が展開され、域外からの並行輸入は認められていない。域内消尽が採用された背景には、主要貿易相手国において並行輸入が制限されていることが一つの要因として挙げられている。しかし、域内に止まらず域外消尽が認められるか否かについては、各加盟国の法制度及び裁判実務が調和されていく過程において、欧州司法裁判所（CJEU）が大きな役割を果たしたといえる。このように将来ウズベキスタンが属することが予想されるユーラシア経済連合においても、各加盟国の法制度や裁判実務を調和させるためには、裁判所による予備的判決制度の導入や活用が求められることになるだろうと予測している。

(10)「おわりに」では、はじめにから第八章までの内容をまとめた上で、特許権及び著作権に係る並行輸入の問題についても考察することを今後の課題として挙げている。

3 本論文の評価

(1) 章ごとの評価

「はじめに」で並行輸入をめぐる問題の所在を明らかにし、第一章で並行輸入の定義及びその代表的な類型を明らかにした後の第二章においては、商標真正商品の並行輸入の許否は貿易の自由に係わる問題であるから、まずは国家間で如何なる取り決めがされているかの検討が先決であるとして、知的財産保護の基本を定める条約としてパリ条約や TRIPS

協定における取り決めに検討している。国家の発展度合いや国際貿易に対する政策的立場の相違などからも一律にその可否を決することはできず、「合意しないことに合意した」とするほかなかった理由や経緯について分かり易く解説したものとして評価することができる。

第三章は、わが国における商標真正商品の並行輸入の可否を巡っては、1970年のパーカー事件大阪地裁判決が判示したわが国独自の論ともいえるべき商標機能論によって判断されるという位置づけがほぼ疑問を持たれることなく定着しているが、その後、同判決では言及のなかった内外権利者の同一性といった要件が税関実務においても、また下級審判決においても採用され、重要視されてきたこと、これは同時期に採用された米国関税局規則の影響もあったことを指摘している点は、同様の見解もある中ではあるが、比較法的かつ時系列的記述の中で説得力を有している。また内外商品の品質の同一性要件についても、内外の同一権利者による許容された範囲内の品質であれば、実際に差異があったとしても要件の充足が認められるとした下級審判決等を紹介して、パーカー事件大阪地裁判決後の下級審判決の流れを丹念に紹介した後に、商標機能論を最高裁として採用して商標真正商品の並行輸入についての初めての判断を示した2003年のフレッドペリー判決の検討に続けている。本論文は、同最高裁判決はパーカー事件大阪地裁判決後の判例や運用の流れに沿うものと位置付けているが、ライセンス契約における製造国制限条項や下請制限条項に違反して製造された製品については、商標の品質保証機能を損なうものとして、実際に商品の品質に差異がなくとも、品質管理権限が及ばなかった点を捉えて真正商品性を否定した判断については中立的な立場を維持しつつ、その後の下級審の判例としてこの条項違反があったとしても商標機能を損なうものではないとして並行輸入を許容した例を紹介し、結局は商標における品質保証機能が商標の本来的機能である出所識別機能とは独立した別個の機能であり、品質管理の可否をもって商標の機能が損なわれることがあるのかといった点で、その後の学説でも下級審の判断でも意見の一致が見られないことを正直に指摘している。

本章では、わが国の並行輸入の可否をめぐる主要な判例や学説を丁寧に紹介しており、商標機能論における3要件や、フレッドペリー最高裁判決についてもあくまで中立的な立場からの評価が加えられており、その批判は引用する他の評釈や下級審判決に委ねているかのようであって、明確な自説の展開が抑制されている。最終的にはウズベキスタンで採用されるべき並行輸入を巡る制度構築を目指すのであれば、より積極的に批判すべき点と採用に値すべき点を明確にして自説を展開するといったスタンスもありえたのではないと思われる。

第四章は、米国の法の下で商標真正商品の並行輸入に適用される規制と判例法の策定を年代順に検討している。内容的には、まずは、商標保護の二重目的論さらには普遍性理論へと

進展してきた歴史を踏まえつつ、商標権に係る真正商品の並行輸入に関する裁判例を、当初の事例から順に、時系列的に分析・整理しつつ、各時代に有力となっていた前記の商標保護理論の進展とともに考察し、そして同時に、判例とともに変化してきた税関実務及び商標法の内容についても考察・検討を行っている。次に、Gray market 商品の輸入防止に活用される米国関税法について説明を加え、1988年の米国連邦最高裁判所の K Mart 判決によってある程度明確になったその例外について説明を加えたうえで、ランハム法 42 条を Gray market 商品の輸入を規制する実質法として特定し、具体的には、連邦最高裁判所の K Mart 判決の直後に下された Lever Brothers 事件判決が、ランハム法 42 条と米国関税法の関係にどのように影響したかを説明し、Lever Brothers 事件後に基本的に同事件判決を支持したいくつかの事件に言及し、Lever Brothers 事件に対応して税関によって確立された Lever Rule を紹介して米国の議論を締めくくっており、これら米国側の判例、税関実務や議論の推移の記述は正確であり、参考となりうるものである。

ただし、本論文では真正商品の並行輸入を規制する商標法とは別のルートである ITC 条項などについては、関税法に触れるに留まらず、ITC (International Trade Commission) における運用にも触れるべきではなかったかと思われる。また、米国連邦最高裁判所の K Mart 判決とその受容について議論するに際しても、賛否両面から並行輸入規制について様々な立法提言があったことなどにも触れておくことができたと思われる。

第五章は、「欧州連合における商標権に係る真正商品の並行輸入及び物品の自由な移動原則」と題して、欧州連合における商標権と並行輸入の関係について、1960年代の欧州司法裁判所の裁判例から、1989年の商標指令及び1994年の商標規則を経た後の裁判例の変遷に焦点を当てて、その到達点を明らかにしようとするものである。こうした欧州連合の動向については、わが国の先行研究においても紹介や検討が見られるものの、本論文は、2018年の Junek Europ-Vertrieb 事件に関する欧州司法裁判所判決など、最近の状況についても紹介している点に特徴があると言えよう。

その上で、欧州連合が域内消尽論を採用した背景には、日米に対抗するためであったとする見解を紹介すると共に、近時の米国において国際消尽を認める傾向があることから、それが欧州連合にどのような影響があるかを注視すべきと指摘するほか、「EU は地域経済共同体として統合された市場と高度に調和された法制度を有しており、他の同様な経済圏を構築しようとしている国にとっては非常に良い見本となり得る」との指摘も行っている。

第五章は、欧州連合における商標権と並行輸入の関係について、1989年の商標指令及び1994年の商標規則の前後における欧州司法裁判所の裁判例を、1960年代から現在に至るまで紹介しており、この点には本問題に関する研究として学術的価値が認められる。そして第五章における検討は、欧州連合同様の経済圏であり、ウズベキスタンがオブザーバー国であるユーラシア経済連合にとっての参考として示唆の獲得につなげられており（第八章）、本論文の重要な構成部分となっていると評価できる。

他方で、第五章における検討を通じて、どのような示唆を得たのかという点に関しては、同章末尾の「小括」（及び第八章の関連部分）の記述が少ないため、著者による分析の具体的内容が必ずしも明確でない点があるように思われる。

第六章「ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入の問題」は、同国における知的財産権・商標保護制度や真正商品の並行輸入問題をめぐる裁判例などの現状を紹介するものであり、最終章である第八章で同国にとって望ましい制度の在り方を論じるための前提を構成する章といえる。この第六章では、ウズベキスタンの政治体制・産業政策から説き起こし、同国法における知的財産制度の位置づけや消尽規定の意味、そして同国において真正商品の並行輸入が問題となった数少ない裁判例を経過も含めて丁寧に紹介している。本章は、わが国ではほとんど文献のないウズベキスタンの知的財産法制のなかでも、真正商品の並行輸入問題について論じた、おそらく初めての日本語によるまとまった論説であり、本章だけでも公開すべき十分な価値を有する。本章で紹介されているウズベキスタンの裁判例をみるかぎり、真正商品の並行輸入について商標権侵害を肯定するものと否定するものとに分かれ、議論が錯綜しているようにも思われるが、本論文はそれも織り込みつつ、恣意的な整理とならないよう、各裁判例の背景事情をも含めて事実を客観的に述べることを心掛けており、学問に対する著者の真摯な姿勢をみてとることができる。

一方で、第六章では、ウズベキスタンの法制度・裁判例の客観的記述に終始し、関連規定の解釈や各裁判例についてより踏み込んだ検討がなされていない。この点は、若干の物足りなさも感じる。著者によるウズベキスタンの裁判例の分析・評価は第八章でまとめて展開されているが、これに加えて、同国の知的財産関連規定の解釈を巡る議論や、紹介した裁判例が同国ではどのように評価されているか、さらに同国の経済・産業政策や関連する学説の動向などにも触れてもらえると、論述の説得力が一層増すように思われる。

第七章「ユーラシア経済連合における商標権に係る真正商品の並行輸入の問題」は、同連合の概要及び関連する知的財産制度について紹介するとともに、同連合内では物品、サービス、資本及び労働力の自由な移動が保障されており「域内市場」を構成するが、加盟国は一定の場合には加盟国間の物品の貿易を制限することができるとする。そのうえで、ユーラシア経済連合条約の付属書である「知的財産権の保護に関する議定書」は、域内消尽を定めているけれども、加盟国が独自により広い範囲のルールとして国際消尽を採用することができるかどうかについては規定がなく、同連合裁判所の解釈もないとする。そこで本論文は、ユーラシア経済連合の主要加盟国であるロシアに着目し、同国における商標権に係る真正商品の並行輸入に関する法制度や裁判例を詳しくみることで、同連合内における並行輸入の取扱いがどのような方向に向かっているか、著者なりの分析を試みる。本章は、わが国では断片的にしか研究が進んでいないユーラシア経済連合における真正商品の並行輸入問題について、同連合の沿革や関連する諸制度の紹介に加え、主要構成国であるロシアにおける

この問題の取扱いに焦点をあてて総合的に分析している点に、大きな価値がある。ユーラシア経済連合は、その規模や制度面の充実という点で欧州連合と異なるところがあり、ユーラシア経済連合にはこの問題に関する各加盟国の権限が十分に委譲されているとはいえない。他方、その主要構成国であるロシアでは、商標権の国内消尽が法律で定められているが、2012年にユーラシア経済連合において域内消尽の原則が採用されたことから、同国における真正商品の並行輸入の取扱いの是非について議論が高まっていた。従来、ロシアでは真正商品の並行輸入は違法とされ、個々の商品が商標権の域内消尽が適用されるユーラシア経済連合加盟国内において合法的に商業流通に乗せられた場合にのみ商標権者の同意が不要とされていたが、本論文は、2017年の後半からそうした方向からの転換がみられること、そして、2018年2月に出されたロシア憲法裁判所の判決が、権利者による並行輸入品（真正商品）の排除を極めて限定的な条件下でしか認めないとしたことから、同国では真正商品の並行輸入に対してより許容的になり、差止や廃棄は概して認められなくなってきたことを明らかにしている。さらに本論文は、こうした転換が連邦反独占庁（**Russian Federal Antimonopoly Service**=ロシア連邦反独占局）を中心とする国家機関において真正商品の並行輸入を合法化しようとする動きと連動していること、また実際にも、一部の商品については政令により並行輸入を認める扱いがされていることなどから、この問題がロシア国内における正当な競争の促進や商品価格の低下に関する政策判断に大きく影響を受けていることを指摘する。これらは、著者が続く結論部分の第八章で主張する「裁判事例と税関実務の一致」にも連なる、興味深い分析である。

一方で、第七章では、ロシアにおける真正商品の並行輸入の取扱いが詳しく紹介されているが、同国がユーラシア経済連合の主要加盟国として、域内消尽よりも広い国際消尽を採用する方向に舵を切ったといえるか（そのような方向で各加盟国は足並みを揃えるのか）、同じく政治的・経済的共同体にあたる欧州連合におけるこの問題の展開と対比してどのような指摘が可能か、といったユーラシア経済連合の全体的な傾向や方向性については言及していない（これは、同連合の権限が欧州連合のそれと比較してそれほど強くないとする著者の評価が影響しているのかもしれない）。また、ユーラシア経済連合の他の加盟国（ベラルーシ、タジキスタン、アルメニア、キルギス）や、ウズベキスタンと同じく「オブザーバー」の地位にあるキューバやモルドバにおけるこの問題の扱いに触れていない点は、文献や資料の乏しさから必ずしも容易でないとはいえ、ウズベク語・日本語・英語・ロシア語に精通する著者の語学力からみれば、やや不満も残る。

第八章は、これまでの検討を踏まえてウズベキスタンにおける並行輸入制度のあるべき姿について検討を加えたものである。まず、商標真正商品の並行輸入といった国の発展度合い等に応じた政策が採用されるべき場面においては、そもそも条約や貿易協定等を通じて国内法規の統一は求められていないことから、ウズベキスタンにおいても国際消尽に関しては法律で規定するのではなく、判例や税関あるいは独占禁止関係機関等による予測可能性

の高い運用に期待すべきであるとしたうえで、前提として商標真正商品の並行輸入は許容すべきであるとの立場を採用した。そして、まずはウズベキスタンにおける商標真正商品の並行輸入に関する数少ない裁判例においても、真正商品の並行輸入を認めるものと否定するものに分かれ、議論が錯綜しているようにも思われる点については、これを①国外企業が国内外の商標権を有する場合、②国外商標権は国外企業が有し、国内商標権はそのグループ企業が有する場合、③国内の販売代理店が商標権を有する場合の3つの場面に分類し、判例では国際消尽が否定されている③の場合でも、商標が示す出所は同一であるとして国際消尽を認める余地がある旨指摘している。この思考過程及び結論は日米の判例や関税局の運用等を参酌したうえで辿りついたものとして、説得力を有し、今後の判例の予測可能性を高めることに成功している。さらに、今後頻出するであろう、商標真正商品の並行輸入の可否の判断基準については、最終的にラベル論を採用しつつも税関実務と判決の結論に齟齬の生じる余地の残る米国の運用ではなく、「商標機能論」を採用し品質の相違をも考慮に入れた判例法を逐次発展させ、これに税関実務や公正取引委員会実務も連動させてきた日本の運用を参考にすべきあるとの結論に至っている点は、日米の同問題に対する歴史的・比較法的な着実な検討を踏まえたものとして説得力を有し、高く評価することができる。さらに二重内陸国であるウズベキスタンにとっては EU のような地域経済圏に組み込まれて行くことも必然であるとして、域内あるいは域外における商標真正商品の並行輸入に関しても予備的知見を開陳している点も、周到な検討として評価することができる。

一方で、日本に留学した者として、日本における商標真正商品の並行輸入に関する運用をウズベキスタンにおいても採用すべきとする立場を採用したことは理解できるが、わが国においてもたとえば商標機能論における品質管理機能の位置づけ、すなわち、実際の商品には品質に差異がなく、また出所識別機能が侵されているとはいえないような場面であっても、製造国制限条項や下請制限条項に違反して製造された商品であるならば、品質管理権能が及ばないことをもって並行輸入は許容されないといったフレッドペリー最高裁判決に対しては学説においても批判があること、また、その後の下級審判決は必ずしもフレッドペリー最高裁判決の立場に同調していないことも本論文は指摘している。そうであるならば、米国の運用ではなく日本の運用がそのままウズベキスタンで採用されるのが相応しいのかについてなお一層の理論的な立場からの検討が加えられたならば、より説得的な論が展開できたであろう。また、地域経済圏としての EU における商標真正商品の並行輸入の可否の検討が、ウズベキスタンが地域経済共同体に加盟した場合にどのように活かされるのかが明確になっているとはいえず、将来本格化するであろう経済共同体における運用の下調べ程度に留まっている点も、検討途上といった感が否めない。

(2) 評価の総括

ウズベキスタンは二重内陸国といった特殊な地理的環境にあり、近時為替規制の緩和等による貿易の拡大と積極的な外部資金導入等が産業発展を図る国家として喫緊の課題となっているところ、本論文は自由貿易の拡大と外部資金導入者の権利保護の両面に関わる商標真正商品の並

行輸入に関して国として選択すべき制度論を検討したものであるが、その構想において、政策論というべき真正商品の並行輸入の可否の問題につき、基礎的な理解を得ることから始めて、法律、判例、税関や反独占庁等の行政機関によって統合され予想可能性が高くて安定し、諸外国の投資家や自国民等からも信頼される制度を提言しようという大きな展望を抱き、最終的にそれに沿った提言に至ったものとして、まずは高く評価することができる。そして、その検討の過程においては、法律、判例、税関や反独占庁等の行政機関による規制が、歴史的にどのように行われ、運用されてきたのかについて、象徴的ともいえる日米の制度を取り上げて、着実に丁寧な比較法的研究が行われている。そして、第二に指摘すべき点としては、わが国で殆ど紹介されることのないウズベキスタンにおける商標真正商品の並行輸入に関する法律、判例、税関や反独占庁等の行政機関における運用などについて丁寧な紹介が行われている点において先駆的な価値があるといえることができる。さらに、本論文は、ウズベキスタンが将来正式に加わることが予想されるユーラシア経済連合において、域内消尽と域外消尽についてどのような制度が設計されるべきかについて、先行する経済連合である EU の例を取り上げて将来に資する検討が丁寧に加えられており、その過程ではユーラシア経済連合内における検討に留まらず、加盟国として大きな影響力を有するロシアにおける同問題に対する法律、判例、税関や反独占庁等の行政機関における運用など、わが国で殆ど紹介されることのない事柄につき丁寧な紹介を行っている点においても先駆的な価値があるといえることができる。

ただし、本論文には各章ごとの評価でも指摘した不十分と思われる点も存在している。第一に、各章の検討において、各国の判例や実務における運用についての批判的考察は引用する他の文献に委ね、自らの明確な立場の表明が控えられている点、第二に判断の予測可能性を高めることが重要であるとの前提から、いわば複雑な制度となっている米国の制度についてたとえば ITC における運用の詳細な検討などが必ずしも十分に行われないうまに、同国の制度を採用対象から外してしまっている点、そして最後には EU における制度検討がウズベキスタンやユーラシア経済連合において採用されるべき制度にどのように活用されるべきなのかが必ずしも明確に示されているとはいえない点などである。

以上のように本論文には現段階では不十分と思われる部分があるものの、これは、一つには本論文がウズベキスタンが採用するに相応しい法制度の選択を主たる目的とするものであり、同国の歴史的背景からも判断の二重構造を避けるべきとの配慮が論文執筆の当初の動機からも伺えること、さらには当初は勢いのあったユーラシア経済圏構想が本論文の執筆過程において将来性が見通せない現況になってしまっていることなどに起因するものといえ、今後、ウズベキスタン及びユーラシア経済連合における知的財産制度の整備や真正商品の並行輸入問題に関する研究や議論がより進化した段階において、引き続き検討が加えられるべき将来の課題というべきでものものであって、この分野の先駆的業績といえる側面を有する本論文の価値が些かも損なわれるものではない。

本論文は、上記の不十分と思われる点を補って余りある学術的意義を有しているとともに、将来のウズベキスタンの法制度設計に寄与しようとの意欲に満ちたものといえることができ、その学究としての姿勢は将来性を感じさせるものといえることができる。

4 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の提出者が博士(法学)(早稲田大学)の学位を受けるに値するものと認める。

2023年1月25日

審査員

主査 早稲田大学教授

高林 龍(知的財産法)

副査 早稲田大学教授

上野達弘(知的財産法)

副査 早稲田大学教授

ラーデマツハ クリストフ(知的財産法)

副査 早稲田大学教授

種村佑介(国際私法)

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めましたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対応表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
目次 ii 頁10行目	Kmart事件	K Mart事件
1頁4行目	1970年代	1960年代
2頁・注2 1行目	独占権お範囲外	独占権の範囲外
3頁下から2行目	その後2018年に、実際に、商標権に係る真正商品の並行輸入事件が起きた。第一審、 <u>第二審ともに、</u>	その後、実際に、商標権に係る真正商品の並行輸入事件が起きた。第一審と2018年の <u>第二審はともに</u>
3頁末行から4頁1行目	法律においては国内消尽論に関する規定は定められていないとした上で、	法律においては国内消尽論に限定する規定は定められていないとした上で、
14頁・注30	杉山・前掲注 (6) 10頁	杉山・前掲注 (29) 10頁
21頁下から3行目	採用されなかったかの理由	採用されなかった理由
22頁・注52	野間・前掲注 (46) 80頁	野間・前掲注 (51) 80頁
23頁・注54	杉山・前掲注 (7) 10頁参照	杉山・前掲注 (29) 10頁参照
24頁・注57	石黒一憲『国際知的財産権—サイバースペースvs.リアル・ワールド』201頁 (NTT出版、1998)	石黒・前掲注 (50) 201頁
24頁・注58	石黒・前掲注 (57) 204-205頁	石黒・前掲注 (50) 204-205頁
26頁・注63	土井・前掲注 (29) 10-11頁	土井・前掲注 (55) 10-11頁
32頁上から10行目	商標権侵害を否定した。	商標権侵害を肯定した。
32頁16行目	商標権侵害が否定された事例	商標権侵害が肯定された事例
39頁・注78の4行目	石黒・前掲注 (25) 203頁	石黒・前掲注 (50) 203頁
44頁・注83	高部・前掲注 (52) 1614頁	高部・前掲注 (80) 1614頁
45頁注84の行の2行目	田村義之	田村善之
47頁・注94	森川・前掲注 (63) 317頁	森川・前掲注 (90) 317頁
47頁・注95	高部・前掲注 (52) 1624-1625頁	高部・前掲注 (80) 1624-1625頁
47頁・注96	石黒・前掲注 (31)	石黒・前掲注 (50)
48頁・注97	石黒・前掲注 (57) 205頁	石黒・前掲注 (50) 205頁
48頁・注100の1-2行目	宮脇正晴「商標機能論の具体的内容に関する一考察—フレッドペリー事件上告審判決の検討を中心に—」立命館法学290号904頁 (2003)	宮脇・前掲注 (93) 28頁
48頁・注102	宮脇・前掲注 (23) 136頁	小野昌延編・前掲注 (101) 136頁 (宮脇正晴)
49頁・注103	渋谷・前掲注 (58) 699頁参照	渋谷・前掲注 (85) 699頁参照
49頁・注104の1行目	渋谷・前掲注 (69) 700頁	渋谷・前掲注 (85) 700頁
54頁2段落6行目	それ対しては、	それに対しては、
58頁下から6行目	ある述べた。	あると述べた。
61頁・注120	Hiebert, <u>supra note 137</u> at 24	Hiebert, <u>supra note 117</u> , at 24.
62頁3行目	当者	当社

62頁・注122の2行目	Hiebert, <i>supra</i> note 137 at 29	Hiebert, <i>supra</i> note 117, at 29.
62頁・注124	Timothy H. Hiebert “Parallel Importation in U.S. Trademark Law” Greenwood Press, p. 29, 1994	Hiebert, <i>supra</i> note 117, at 29.
63頁7行目から8行目	<u>この事件は…非常に重要である。</u>	削除
64頁3行目	第一審判決を棄却し、	第一審判決を覆し、
64頁・注129の2行目	Hiebert (前掲注) 137	Hiebert, <i>supra</i> note 117, at 24.
64頁・注130の4行目	See Hiebert, <i>supra</i> note 137 at 29.	See Hiebert, <i>supra</i> note 117, at 29.
65頁4行目	Kmart事件	K Mart事件
66頁・注135	Hiebert, <i>supra</i> note 137 at 85.	Hiebert, <i>supra</i> note 117, at 85.
67頁14行目	Kmart事件	K Mart事件
69頁3行目	Kmart事件	K Mart事件
69頁2段落1行目	第2巡回区控訴裁判所	D.C.巡回区控訴裁判所
70頁13行目	Kmart事件	K Mart事件
72頁6行目から9行目	<u>しかし、上記のような適切なラベルが貼付されており、……混同の恐れの有無である。</u>	削除
74頁12行目	1970年代	1960年代
75頁・注162の4行目	庄司・前掲注 (1) 47頁	庄司・前掲注 (156) 47頁
76頁・注168	Hays, <i>supra</i> note 2, at 19.	Hays, <i>supra</i> note 157, at 19.
81頁・注183	Calboli, <i>supra</i> note 26, at 593.	Calboli, <i>supra</i> note 180, at 593.
85頁・注199	Calboli, <i>supra</i> note 26, at 50	Calboli, <i>supra</i> note 182, at 50.
95頁第二項3段落2行目	被告1は、本件ら商標が付された	被告1は、原告ら商標が付された
97頁4行目	<u>とした。</u>	<u>として、法文上は消尽が国内消尽に限定して規定されているのではない旨を述べた。</u>
102頁・注228	金野・前掲注 (126) 24頁	金野・前掲注 (227) 24頁
102頁・注230	金野・前掲注 (126) 25頁	金野・前掲注 (227) 24頁
102頁・注231	金野・前掲注 (126) 25頁	金野・前掲注 (227) 24頁
102頁・注232	金野・前掲注 (126) 25頁	金野・前掲注 (227) 24頁
107頁3段落3行目	既にそのこの効力を	既にその効力を
113頁1段落1行目	民事及び刑事的手段によりも権利者によって	民事及び刑事的手段よりも権利者によって
115頁・注253	黒瀬・前掲注 (3) 265頁	黒瀬・前掲注 (250) 265頁
117頁2段落6行目	持っていないまま	持たないまま
126頁 17.	田村達之	田村善之
127頁 25.	田村義之	田村善之
128頁 40.	東条吉純	東條吉純
128頁最下段	6.2	6